

# 近世村方祈禱に関する一考察

——知内村と大般若経会争論——

高橋 大樹

〔抄録〕

滋賀県高島市マキノ町知内は、近年総合的な村落調査・研究が進展している地域である。本稿では、近年の近世宗教社会史研究の視点を踏まえつつ、近世知内村における村落と年中行事の維持、あるいは村落と寺院の関係・関与について、天保四年（一八三三）に起こった村方祈禱である大般若経会の争論から分析した。考察にあたっては、知内にある三ヶ寺の成立過程を確認し、その上で争論史

料の裁定条目の内容より、大般若経会の様相、組頭の主導的位置、関与する寺院との関係について明らかにした。

キーワード 村方祈禱、近世初期寺院成立、大般若経会、組頭、記憶と記録化

はじめに

本稿は、近世後期に近江国高嶋郡知内村で起こった村方祈禱に関する争論の分析を通じて、近世村落における年中行事の維持の実態、およびそこに関与する寺院や住持との関係について考察するものである<sup>1)</sup>。具体的には、知内村の年中行事の一つである大般若経会をめぐる争論を分析対象とする。

近年の近世宗教社会史研究においては、村落と宗教者、宗教施設等の

関わりから、地域社会を考察しようとする論究が盛んである。とりわけ、竹田聰洲氏の研究〔竹田一九七五〕以来、近世仏教史を日常生活レベルから捉え直そうとする論究が顕著で、近年では特に朴澤直秀氏が、寺院在所村の寺院維持・住職交代に関する進退権の在り方を分析しており〔朴澤二〇〇四a・b〕、本稿でも考察を進めるにあたって多くを学んでいる。

それでは日常生活の中で、寺檀関係の範囲を越えて、複数寺院の住持招聘によって開催される村落の年中行事において、村落と寺院の関係は

如何なる様相がうかがえるのだろうか。本稿では、知内村の般若経会争論から、その裁定にかかる村落内の諸関係に留意しつつ、村方祈禱の維持とその意味を検討する。

また併せて、この争論および裁定が、その後の村方祈禱の在り方をどのように規定したのかを、明治・大正期の諸史料の通じて検討したい。つまり、争論を含めた「村落の出来事」が、歴史としてどのように記憶・記録化されていくか(また現行の法会との関係も含めて)、その過程をみていくこととする。なお、史料は知内区有文書を用いるが、その中でも、延享二年(一七四五)から現在に至るまで記し続けられている知内村「記録」を中心に使用する<sup>3)</sup>。

## 一、近世知内村の寺院

本章では、具体的な争論の分析と考察の前に、近世知内村の概要と存立する三ヶ寺について、その成立と展開を述べておきたい。

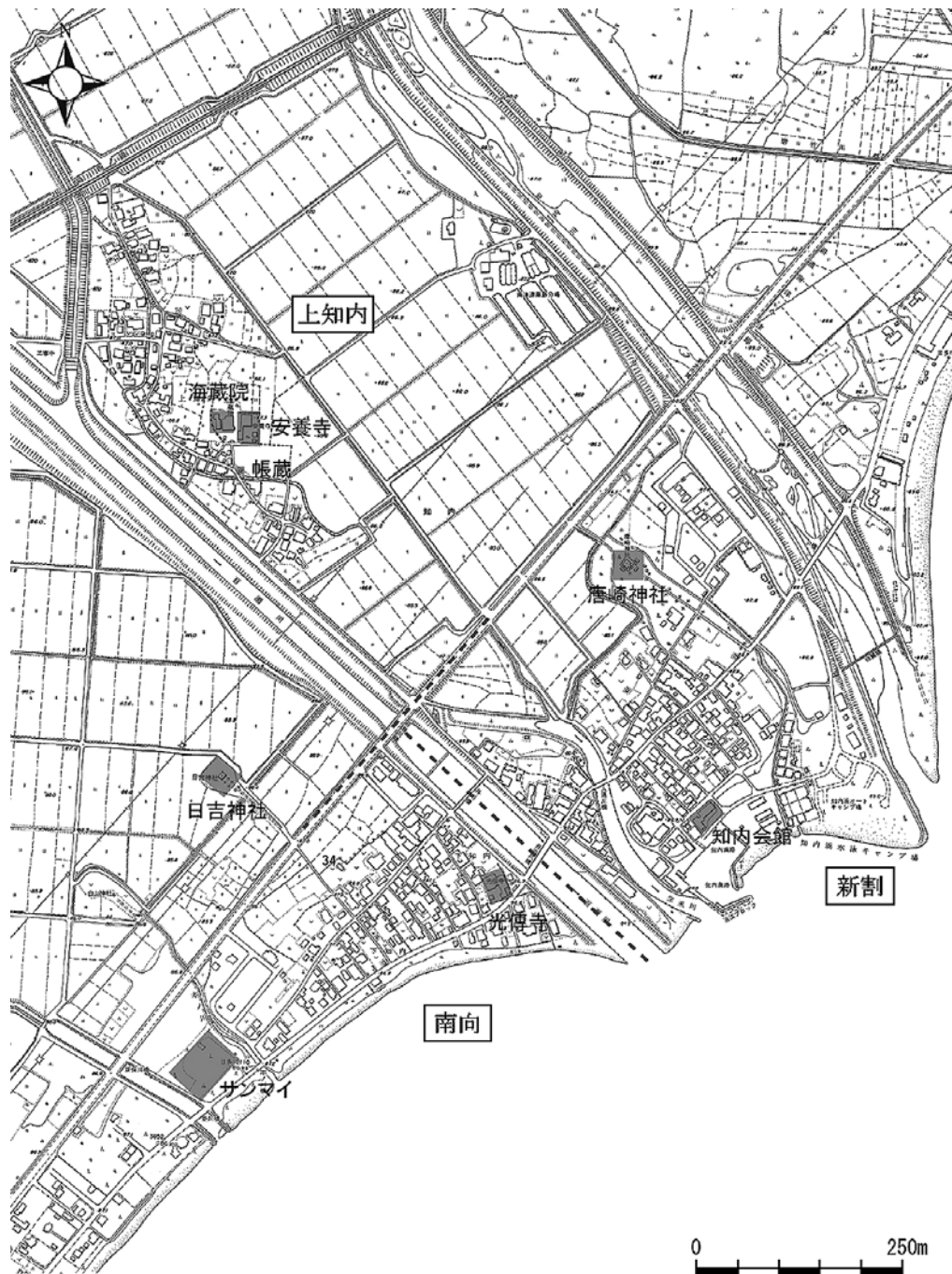
近江国高嶋郡知内村は、現在の滋賀県高島市マキノ町知内に比定される湖岸地域であり(図1)、上知内と下知内(南向・新割)の集落から成り立っている。また、知内を含めたマキノ町の自治体史である『マキノ町誌』(マキノ町誌編さん委員会一九八七)の刊行以降、歴史学・民俗学・社会学による総合的研究が進んだ地域でもある<sup>4)</sup>。古代・中世には延暦寺膝下領あるいは六角氏御厨として展開し、近世初期には甲府藩領を経て、享保九年(一七二四)より明治四年(一八七二)に至るまで大和国郡山藩(柳澤家)の領地であった<sup>5)</sup>。村高は九二二石七斗四升(江州高嶋郡西之庄之内知内村御検地帳)(一六〇二)、人口は享保九年に

は四四四人(男女各二二二人。「江州高嶋郡知内村諸色明細帳」)であり、明治に至るまでさほど大きな変動はない<sup>6)</sup>。

次に知内村には三つの寺院がある。すなわち、①真言宗智山派安養寺、②曹洞宗海蔵院、③真宗大谷派光傳寺で、現在の所在については図1に示した通りである。これら三ヶ寺の近世以前の様相については、知内を含む高嶋郡地域が中世において軀結荘・嶮熊野荘・大処荘・川上荘・開田荘といった比叡山延暦寺の膝下領であったことから、もと天台寺院であったと推測されるが、現在のところ明らかではない。ここで『マキノ町誌』に説明されるこれら三ヶ寺について次に要約した「マキノ町誌編さん委員会一九八七」。

- ①安養寺は、天平元年(七二九)年に泰澄によって開創され、保元年間に本堂が建立されて以来、唐崎大明神(現 唐崎神社)・十禅師社(現 日吉神社)との関わりが強い寺院であった<sup>7)</sup>。さらに寛永年間に実恵が水害を恐れて湖辺から現在の地に移転した。
- ②海蔵院は、慶長二年(一五九七)に字畑から現在の地に移され、開基は南江宗意(俗名高田長左衛門)とするがその他は一切不明。
- ③光傳寺は、寛永年間に慶念によって開基され、天和三年(一六八三)に本山からの木仏・寺号が下付され、寺格が整った。

これら記述の根拠は明らかではないが、寛永年間に安養寺が、また慶長二年に海蔵院が上知内に移ったことは注目できる。これは近世に知内村において寺院が集落域に移転したことを意味している。しかも、寛永年間再興の年紀を持つのは安養寺・光傳寺だけでなく、後掲の史料より海蔵院も同様であった。以下では、知内区有文書を中心に、三ヶ寺の



※本図はマキノ町1996『マキノ都市計画図1:2500』を加筆修正したものである。

図1 滋賀県高島市マキノ町知内集落図

成立過程を考えてみよう。

この三ヶ寺の史料上の初見は、管見の限り慶長七年(一六〇二)の検地帳である。そこには「安養寺」を含めて、寺格が整う以前の海蔵院・光傳寺であろう「皆蔵庵」・「道場」が見出せる。<sup>8)</sup>

さらに、寛文七年(一六六七)の検地帳には、「吉右衛門川原」に「屋敷地」としての「安養寺」「海蔵庵」「道場」それぞれが確認できる。この「吉右衛門川原」には「蔵屋敷」をはじめ、村人の屋敷地が存在する一方で、下知内の集落の形成が元禄期以降であることから、この「吉右衛門川原」は現在のの上知内の中に位置すると考えられる。したがって寛文七年の段階で三ヶ寺がともに上知内に集中して存在していたと考えて間違いないだろう。

またこれら三ヶ寺が寛永年間に中興・開山となっている経緯については、享保七年(一七二二)に庄屋・年寄によって大津役所に差し出された、「近江国高嶋郡知内村社并高外除地帳」(以下「寺社帳」と略)に詳しい。<sup>11)</sup>この史料は、寺社の石高と除地を書き上げたもので、特に寺院に関しては宗派・本寺・住持・来歴が書き上げられている。その内容を寺院ごとにまとめると以下の通りである。

①真言宗 安養寺(近江国高嶋郡海津宝幢院末寺)、住持寛恵。

往古より「有来」とするが開基は不明とし、寛永一三年(一六三六)に阿闍梨實宥が中興開山として古寺を新敷・造立した。

②禅宗 海蔵院(近江国高嶋郡今津曹沢寺末寺)、住持柏舟。

往古より「有来」り、開山は泰悦だが年代は不明。泰作を中興として寛永五年(一六二八)に古寺を立て替えて以来、住持が福寄・清

厳・泰作・養雲・良順・智泉・良意・嶺意・異春・宗順であった。記録を失って、開山・代々住持が何年住したかは不明。

③一向宗 光傳寺(近江国高嶋郡海津西栄寺末寺)、住持慶應。

寛永一四年(一六三七)に祐誓を開基として、次に二代慶味・三代慶可が住持となっている。<sup>12)</sup>

これら「寺社帳」には以上の記述とともに、この三ヶ寺とも除地ではなく年貢地であったことが記されている。<sup>13)</sup>ただし、これら「寺社帳」の記述は、近世以降の概要を記したものであり、それ以前については、安養寺・海蔵院について「有来」と記すのみで詳しい状況はわからない。光傳寺についても木仏・寺号下付には触れず、寛永年間の再建・開基のみを伝える。いずれにせよ、それまで寺・庵・道場であった三ヶ寺それぞれが、寛永年間に各檀那の菩提所として寺格が整備され、再興・開基されたのであろう。

ただし、ここで注意しておくべきことは、この三ヶ寺が非常に近い場所に存在していたという事実である。これは知内村の寺檀関係を考える上でも重要な点である。

近世知内村の寺檀関係については、文化一二年(一八一四)の宗門改帳から大桑齊氏が明らかにしたように、いわゆる半檀家が見られる地域で、具体的には男女別での半檀家がうかがえる地域である(大桑一九八六)。そして大桑氏はその背景を「檀家のみでは存立基盤の弱い海蔵院・光伝寺に、優勢な安養寺檀家を半檀家として付けることによつて、在村三ヶ寺の経済的基盤の平均化をはかったものではなかっただろうか」とした上で、それが「地縁の論理」村落共同体の意志」に基づく

ものだと指摘している。この指摘は重要であるが、明治期まで一家一寺とならなかったこと〔高橋二〇〇七〕、および知内半檀家の様相を厳密に検討したとき、必ずしも男女別になるとは限らない事実（丸檀家・半檀家の混在）をどう考えるか、また湖北地域に半檀家が多く見られる点を、地域社会との関係で再考する必要があるなど、再検討の余地がある。これら詳細な分析は後日を期したいが、三ヶ寺の立地条件や成立事情、また次章で触れるように三ヶ寺が大般若経会に出仕していたと考えられる点など、村落との関係において成立したと考えることも十分に可能だろう。

そうした近世知内村における三ヶ寺の成立と関係を考える上で、時代は随分と下るものの、大正八年（一九一九）に書かれた安養寺由緒書の中にある記述が非常に重要な意味を持つ。これは知内村「記録」に「安養寺ノ古書ニ有リのま々之ヲ記ス」として「知内村真言宗安養寺」を説明するために当時の区長と住持によって記されたもので、その中に安養寺から海蔵院・光傳寺が派生したとの説明がある。

一、<sup>(A)</sup>一尚宗光傳寺ハ、元地藏堂<sup>(B)</sup>ニテ、今本堂ハ正徳年中建立相成候由、<sup>(C)</sup>一、禪宗海蔵院者、元海蔵庵、

御代管者、多羅尾四郎右衛門様ノ御支配之御時、正徳六申年正月立替り、然ル処、安政五年四月八日焼失致シ、夫より安政七申年三月仮堂建立成事、

右ハ立替と書シ候得ども、元庵地之処、畢竟建立同様之事、

（傍線は筆者。傍点も以下同様にて略）

以上は、その由緒書の一部である。安養寺を説明する上でこれらの記

述がなされたと考えるならば、(A)「一尚宗光傳寺」は安養寺の「元地藏堂」となる。さらに続けて(B)「禪宗海蔵院」は安養寺の「元海蔵庵」となり、さらに(C)安養寺の「元庵地」と読み解けるだろう。すなわち、この記述に従えば、三ヶ寺は安養寺から派生したことになる。

ここで重要なのは、記述の内容が事実かどうかということではなく、これが記された背景である。これらを単に荒唐無稽な記述として却けることは容易い。しかし、これが村内において村の要職の者の手によつて代々引き継がれ記されてきた「記録」の中の記述であるという点を考慮すると、あなたがち根拠の無い事実を書いているとも考えにくいだろう。

むしろこの記述は、寛永年間に三ヶ寺が上知内に集中して再興・開基された意味をうかがい知ることのできる貴重な記述であるといえるだろう。すなわち、その背景を結論的に述べるならば、各檀那の菩提所として再興された前提として、安養寺を中心とした三ヶ寺による村落の年中行事・祭祀への関与・位置が大きく関わっていると考えるのである。つまり、安養寺から他の二ヶ寺が派生したという記述は、各檀那の意志を含みながらも村として意図的に三ヶ寺を上知内に集中的に移転・再建したことを背景とし、さらに近世を通じて三ヶ寺が揃って村落の祭祀に関わる存在として存立してきたという歴史的展開を踏まえての、村側の認識の一端であったといえるのではないか。それは何よりもこの記述が知内村「記録」に記されていた事実からもうかがえよう。

もちろん、この実態については、三ヶ寺それぞれの歴史的展開や、村落における年中行事への関与をも含めて考察する必要がある。それを本稿においては、村としてと表現した内実も含めて、現在「お祈りさん」

と呼び習わされている大般若経会への寺院の関与と、村落との関係から考えてみたいのである。

## 二、村落の年中行事と大般若経会

### 1、知内村と大般若経会争論

大般若経会とは、大般若波羅蜜多経全六〇〇巻を、真読もしくは転読する、古代・中世においては国家安泰や五穀豊穡を祈願する国家的行事として執行され、また寺社荘園の存続を祈願するために行われた寺社の法会である。それが近世になると、村落においては虫払いや祈雨のための民俗的な年中行事へと変化するといわれている。つまり、大般若経会は、五穀豊穡・天下泰平のための祈願、天災異変の除去、追善・算賀のための祈禱、異国降伏のための祈禱、神前法楽のための読経といった目的から、村落レベルの虫払いや祈雨といった村落の共同性を体現する年中行事へと変容しながら地域社会に受容され、その意味は変化しつつも、現在にいたるまで行われている「稲城二〇〇五」。

考察対象となる知内を含む近江国では、中世・近世村落における大般若経の護持の事例が多く確認されている〔滋賀県教育委員会一九八九〕。しかし一方で、具体的に村落の行事としての大般若経会と寺院との関わりを検討したものはそれほど多くない<sup>16)</sup>。

知内村の大般若経会に関する記述は『マキノ町誌』にはないが、知内村を事例に村落の災害観を論じた古川彰氏は、次のように指摘している。すなわち、大般若経会で祈禱された札を、「虫送りの祈禱」のために村境に貼り付けられたものとし、それが「防除と注射」へと切り替わると

いう淡々とした知内村「記録」の記述の中に、村落の習俗が近代化によつて変容いく過程を、また知内における自然認識の大きな変化を見出そうとしている〔古川二〇〇四：二二七〕。

確かに大般若経会が村落における虫送りと併せて認識されていたことは重要であるが、この祈禱札は虫送りのためだけにあってはならない。これは現行の正月・五月開催を考えてみても、大般若経転読の効力が示すように、村落結界のために境界に傍示された木札であり、自然観の変化がありつつも現在に至るまで継続されている、村落の宗教や習俗を考える上で重要な行事なのである<sup>17)</sup>。

本章では、そうした近世村落に関わる村方祈禱としての大般若経会の姿と、先にみた三ヶ寺との関わりを明らかにする。またその際、現行の大般若経会にも触れながらその具体相に迫ってみたい。

知内村の村方祈禱と位置付けられる大般若経会は、安養寺を中心とした三ヶ寺で、おそらく近世を通じて行われていたと考えられる。しかし、史料上の初見は、知内村「記録」の天保四年（一八三三）である。しかも、それは大般若経会の維持・執行に関わる争論の記述であり、裁定・規定の内容から、またそれらをめぐる村落と寺院の関係についても読み解くことができると考えている。次に具体的にその箇所を示してみよう<sup>18)</sup>。

### 大般若御祈禱之事改

一、正月十六日早朝、安養寺<sup>二</sup>村方荒増衆參詣有之候處、海蔵院・光傳寺相見得候、導師安養寺役也、

一、道場莊嚴之事、本尊之前、護摩壇<sup>三</sup>之前上<sup>三</sup>、般若之御本尊様奉掛也、導師者本壇<sup>二</sup>、法則等勤行有之、開経以後、中之間配

卷之処<sup>ニ</sup>着座<sup>三</sup>、御経転読可被申候、般若相濟候テ後、御神酒御座候事、

一、御札前方<sup>ニ</sup>板札六枚村方<sup>ル</sup>安養寺へ相渡ル、紙札茂前方<sup>ニ</sup>式百六七十枚安養寺へ相渡候事、

一、札中之札配者、村方より世話<sup>ニ</sup>相濟也、

一、大般若転読者、安養寺・海蔵院両寺<sup>ニ</sup>相勤候事、

一、大般若義ハ、座敷上敷まで可被申候事、

一、五月始頃大般若有之、当月者海蔵院<sup>ニ</sup>有之、安養寺<sup>ル</sup>札拵、

導師相勤正月之通<sup>リ</sup>也、相濟後、御神酒之事、

一、大般若転読之間、前札<sup>札</sup>両寺共脇<sup>ハ</sup>除<sup>ル</sup>事、

一、御札之義ハ、先例之通、年号山号寺号なし、

一、子僧有之候節ハ、両寺共勝手<sup>ニ</sup>助任可有之候、御布施者、村方<sup>ル</sup>少茂出不申候事、

右先例之通、組頭一統相談之上、相改置候者也、

高島郡知内村 安養寺 (印)

海蔵院 (印)

庄兵衛

半兵衛

太郎兵衛

権左衛門

市右衛門

又助

右者大般若ニ付故障有之、依之相改、此書付通式<sup>ケ</sup>寺<sup>ヲ</sup>壹卷ツ、相

渡置如此候、

これは天保四年(一八三三)に定められた十ヶ条にわたる条目である。個々の内容については後ほど分析するとして、ここではまず表題・末尾の文言より、この書付が作成された過程と争論の背景を考えてみたい。

知内村「記録」に書き留められた大般若経会に関する「改」は、それまでの大般若経会の内容を改めたことを、安養寺・海蔵院の署判(実印)に加えて、六人の「組頭」が相談の上で作成したものであり、その背景には「故障」と表現される争論があったと推測される。また同時に、この「改」で決定された内容が、天保四年以降の知内村の大般若経会を規定したという点で、重要な書付であったことが指摘できる。

そして、この史料のもうひとつの留意点は「先例の通り、組頭一統相談の上、相改め置き候者也」という文言にある組頭の位置付けである。

知内村の組頭は、知内村「記録」に、例えば「村役人ヲ初メ組頭一統」と、村落全体に関わる事項(庄屋退役、廻り神主の交代、橋の普請など)においてその関わりがしばしば確認できる。<sup>19)</sup> こうした組頭の裁定に関わる様々な「先例」に照らし合わせて、村落全体に関わる大般若経会の争論も組頭が裁定したと考えられる。

事実、署名者六人のうち、庄兵衛(庄屋)・半兵衛(年寄)・太郎兵衛(年寄)・権左衛門(組頭惣代)の四人が、それぞれ括弧で示したように、当該期の他の文書から判明する村役人としての署名を副えていない。<sup>20)</sup> 天保四年の知内村では、権左衛門を組頭惣代としながらも、村役人を兼ねる者を含めて六人が組頭であったこともわかるが、彼らは村役人としてではなく、組頭として署判しているのである。この点は非常に重要で

ある。

また、知内村の大般若経会を検討する上で、その「改」に重要な位置を占める組頭について、知内村の「政事」と「神事」を論じた古川彰氏の指摘が重要であることに気付く。すなわち、

知内村は大正期まで神事組織である「諸頭」(宮座)が村の支配的な政治組織でもある「長分(おさぶん)」と重なっていた。つまり、神事と政事とが一致していたのである。しかし、内庄・外庄のなかで政事と神事とが分離し、かつての「長分」支配はかたちを変えていった。実は「長分」支配のもとでは神事と政事とがそのまま村の政治であった。

という指摘である「古川二〇〇四・八二」。これは知内村の政事や年中行事と組頭との関係をみる上で重要な指摘である。

実はこの「長分」を歴史的に見た場合、近世「組頭」と関係する興味深い記事がある。すなわち、知内村「記録」明治十八年(一八五五)の記事で、「組頭」に「オサフン」と読み仮名を付している箇所である。ここから近世知内村における組頭が、近代になり「長分」と明記され称されるようになることがうかがえよう。加えて明治・大正期知内村の「政事」と「神事」を差配する存在である長分が、近世における組頭を前提に変容していったと想定できる。

さらにここで知内村の大般若経会を、古川氏がいう村落に関わる「神事」として位置付けたとき、三ヶ寺が関与する年中行事(「神事」)でありながら、同時に村落全体にかかわる「政事」でもあり、村方が主導する祈禱であったことがわかる。したがって、この大般若経会の「改」へ

の騒動と、文末にある「故障」の内実は、寺院間に止まる問題ではなく、村落全体の問題に関わるものであったことが明らかとなる。

## 2、大般若経会の「故障」と寺院

次に三ヶ寺がどの様に大般若経会に関わってきたかに留意しながら、「大般若御祈禱之事改」の文末にある「故障」について検討したい。まずは条目の内容を読み解いてみよう。

①正月十六日早朝に安養寺に「村方荒増衆」が参詣し、海蔵院・光傳寺も参加する。導師役は安養寺が勤める。

ここにある「荒増衆」とは、知内村のあらまし(ひととおり)の「衆」という意味であろう<sup>22)</sup>。また、この条目より近世において正月の大般若経会に真宗寺院の光傳寺も何らかの形で参加していた点<sup>23)</sup>がうかがい知れる。

②道場の莊嚴について、本尊の前の護摩壇に「般若経の本尊」を掛ける。導師は護摩壇で法則等の勤行を行う。開経以後に「中間配巻の処」に着座して転読し、転読が終わると「御神酒」がある。

この般若の本尊とは十六善神像を指す。「中間配巻の処」が具体的に何を指すかは不明であるが、現行の大般若経転読において区長(あるいは代理区長)が転読の終わった経典を参詣者に見せて廻る箇所があるが、それとの関わりもあるとも考えられる。

③御札前に板札六枚を村方から安養寺へ渡す。紙札も二六〇枚ほどを安養寺へ渡す。

④法会中の札は村方から世話(＝用意)する。

この「板札六枚」は祈禱後に村落の入口に傍示されていたことが、現





※本図は昭和46年発行の都市計画図を基に作図したものである。

図2 大般若経転読札位置図 (2006年5月14日調査・撮影)

行の大般若経会から推測できる(図2参照<sup>24)</sup>。かつて原田敏明氏は村の出入口(境界)がそのまま組などの組織と関係することを明らかにされたが(原田一九五七)、さきの組頭六人と木札六枚の数が合致することから、何らかの関連性をもつ可能性もある。また紙札についても各家の入り口に貼り付けられていることが現行よりわかる。<sup>25)</sup>④にある札の用意は村方で行う点も、村落の行事であることを考えれば納得できる。

⑤ 大般若経転読は安養寺と海蔵院の両寺が勤める。

⑥ 大般若転読については座敷の上座まで使用される。

⑦ 五月始め頃にも大般若経があり、当月(五月)は海蔵院にて行う。

安養寺が札を拵え、導師を正月通りに勤める。また転読が終わった後に御神酒がある。

この三箇条は争論裁定において重要な意味を持つ。まず一条目との関係で述べれば、⑤でわざわざ安養寺・海蔵院と限定していることから、この天保四年以降、光傳寺の参加は法会への主体的な出仕でないことがわかる。⑥は法会における空間利用の問題である。⑦は正月は安養寺、五月は海蔵院で行う、言わば場所の規定である。しかし、導師役は安養寺であったという点は注目できる。

⑧ 大般若経転読の間、札を両寺脇に除く。

⑨ 札については先例の通りに年号・山号・寺号は入れない。

⑩ 子僧がいるときは、両寺共が自由に助任してよい。なお布施については村からは少しも出さない。

これら残りの三箇条は、村落側から寺院への要求に近い内容を含んでいる。特に⑨の村落内に配られる札に年号・山号・寺号を入れないとい



らない。ただ、いずれにせよ、天保四年以降、嘉永六年に至って再び規約が定められたことよって争論は解決をみた。なお、ここで規定された大般若経会は、現在に至るまでその形態をほぼ変えずに存続している。<sup>27)</sup>

### 3、村方祈祷をめぐる「記録」と「記憶」

さて、以上が知内村の大般若経会をめぐる争論の経過と内実である。

これ以後、知内村「記録」にも他の区有文書にも争論に関する記述は見当たらない。しかも、大般若経会の記事自体、天保四年まで史料上その存在が記されなかったが、争論以降も再び史料上からその記述はみえなくなる。もちろん記述がないからといって、行事が廃止されたわけではなかったが、再び「記録」にみえるようになるのは昭和三〇年代になってからである。しかもその記述は単に日下に「御祈祷」などと執行の事実を記すだけで、他に具体的な記述はない。

ところで、こうした村方祈祷として位置付けられる大般若経会の争論は、その後、村側ではどのように認識されていたのだろうか。本節では最後に、明治・大正期の史料からその点を補足的に見ておきたい。

明治・大正期知内の知識人・事業家であった中川源吾（嘉永元年（一八四八）生、大正十二年（一九二三）没）は注目すべき次の二つの史料を残している。<sup>28)</sup>一つは「中川源太夫私有記録」（明治三八年（一九〇五）、以下「私有記録」と略）であり、もう一つは「寺有記録原稿」（大正八年（一九一九）、以下「寺有原稿」と略）である。前者は中川源吾の私的日記の性格を持ちながら、前半部に村の歴史を調べ記述したもので、後者は檀那寺である安養寺にの来歴について調べ上げた下書

きである。実はこの両史料の中に、大般若経会争論の点に関して、特に嘉永五年の裁定に関する記述がある。

まず「私有記録」には次のようにある。

正月五日大般若祈祷ノ儀、正月ハ安養寺ニ於テ、五月ハ海蔵院ニ於テ執行ノ処、組頭協議ノ結果、両度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤両度共海蔵院ヨリハ勤メニ参ラルル事、

また「寺有原稿」には次のようにある。

正月五月大般若祈祷ノ義、既往正月ハ安養寺、五月ハ海蔵院ニテ執行ノ處、海蔵院ヨリ被断、組頭協議ノ上、両度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤モ海蔵院ヨリハ勤読ニ出席スル事、

一見して分かるように、この両者の記述は、知内村「記録」からの引き写しである。しかし、「寺有原稿」には明らかに、当時の状況を物語る記述があることに注意したい。すなわち、「海蔵院ヨリ被断」という一文である。この一文は知内村「記録」に書き残されなかった事実を考える上で重要な意味を持つ。

天保四年の「改」を読み解く限り、大般若経祈祷の施主は村方であり、その開催内容の改変をめぐる争論は、寺院側に主導権はないように思われる。つまり、組頭一統が示すような村方主導の改変であったことは間違いないだろう。しかし、それが嘉永五年の裁定段階で海蔵院側が何らかの理由で離脱し始めたのである。その背景を「寺有原稿」の「海蔵院ヨリ被断」の一文が僅かながら示している。

また、この史料から読み解けるもうひとつの重要な点は、二つの争論裁定のうち、後者の嘉永五年の裁定が、その後の村方祈祷を規定したも

のとして認識されただけでなく、それが「村の歴史」として選択され記述されたという事実である。中川源吾は、同時代という眼を通して、生活知としての歴史、すなわち現行（大正期）の村方祈禱を維持・運営していくための由緒として、また重要な歴史として嘉永五年の裁定史料を読み直したのである。

歴史は事実がすべて記述されるわけでない。むしろ、記述されない多くの事実が、後に口伝や伝承、また幼き日の「記憶」<sup>29</sup>として新たに何らかの形で記録されていったとき、彼らにとつての「歴史」が成立し再生されて「今」に繋がっていく。知内の村方祈禱の「歴史」はそういった点を考える上でも重要な年中行事であったといえよう。

### むすびにかえて

以上、本稿では近世知内村の村方祈禱である大般若経会の争論の分析を通じて、村落の年中行事の維持や、村落と寺院との関係について検討した。また、その前提として、関与した三ヶ寺の成立・展開や、さらに近代における大般若経会争論の記録化についても論究した。

知内村の大般若経会は、単なる寺院の仏事という性格にとどまらず、村落の年中行事として寺院や住僧（住持）が重要な役割を果たしていたことは間違いない。しかし、それは組頭を中心とした村内組織によって政事・神事として運営・差配されるものであり、寺院間の争論によって端を発したと考えられる天保四年の「故障」は、そのまま村落全体の問題に及ぶものであった。それゆえに村として規定し直す必要があったのである。村落と寺院の関係は、特に区有文書を読み解く限り、寺請・宗

門帳作成など行政上、また檀那との先祖供養や葬送の関係のみで成立しただけではなく、村落の年中行事や祭祀に欠かすことのできない存在として現在にまで至るということを看過することはできないのである。

さて、本稿では、村方祈禱の分析やその前提として村落寺院の分析に終始したが、知内村の宗教・習俗をめぐるモノグラフを明らかにしていくには、もちろん村方祈禱だけの検討では不十分であることは否めない。また今回、村落の年中行事や維持の実態についての組頭の位置が明らかとなったが、今後は本論でも若干触れたように、檀那（檀中）・組頭（長分）・宮座（知内では「諸頭」といった重層的階層構造を具体的に視野に入れて、村落との関係について説明していく必要がある。おそらくそれは湖北地域の半檀家を再検討する上でも重要な点であり、いずれの考察も後日を期したい。

### 〔注〕

- (1) 本稿で用いる「村落」とは、福田アジオ氏が述べているように「農林漁業を生産活動とする人々が地域的にまとまり、一つの社会組織を作っている状態の通時代的・通文化的な把握の語であり、集落は家が集合分布していて空間的に他と区別されて一つの地域になっているという形態を把握する語」という捉え方に依っている「福田一九八二」。つまり、村落は、生活空間としてのムラ、生産活動の場としてのノラ、共有地を含めたヤマを包括・想定した用語であり、村落の寺院とは、そうしたムラにおける檀那と檀那寺の関係で完結するのではなく、ムラ周辺であるノラ・ヤマに対する豊作祈願・結果祈禱を含めた祭祀を行う存在を想定して使用する。

- (2) 近世村落における宗教、とりわけ村落と寺院の関係やそこで営まれる檀那の信仰生活を考える場合、これまで大きく分けて次の二つの視

点・視角がある。①檀那寺を、本末制度や寺請制など教団史や制度史の中で捉える視点〔辻一九八四、大桑一九八五、圭室一九九九〕。②村内の宗教者や宗教施設を地域社会との関わりで捉え直す視点・視角〔竹田一九九四、今堀一九九九〕である。近年では「宗教的社会関係」を通じて地域社会を考究する視点〔澤一九九九、二〇〇七〕、また仏教教団・僧侶集団・檀家組織を寺院在所村の中で総体的に描く視点〔朴澤二〇〇四〕など近年の近世宗教社会史研究の成果がある。本稿は特に後者の視点に学んでいる。

- (3) 知内区有文書にある「記録」と題される史料は、延享二年(一七四五)から現在に至るまで約二六〇年のあいだ庄屋・戸長・区長、また書役など、書き手が変わりつつも記され続けられた「村の日記」である。その「記録」を用いた「村の日記」研究については、古川彰氏の研究に詳しい〔古川二〇〇五〕。また、その史料性や歴史的位置付けについては、『暮らしと歴史のまなび方』第一章第一節「記録」〔「村の日記」研究会編二〇一〇・八〇一〇(鎌谷)〕を参照。なお、「記録」の翻刻については、古川彰・伊藤康宏「村の日記―江州知内村『記録』(1)〜(12)(補)」〔『中京大学社会学部紀要』2・1・81、一九八八〜一九九三年〕、古川彰・伊藤康宏・鎌谷かおる「村の日記―江州知内村『記録』(13)〜(14)」〔『関西学院大学社会学部紀要』97・98、二〇〇四〜二〇〇五年〕がある。なお、本稿では原本にあたりつつ、該当箇所を引用している。またそれ以外の知内区有文書については、以前に調査された滋賀県立図書館の調査目録番号を併記しておく。

- (4) 知内の調査史・研究史に関しては、『暮らしと歴史のまなび方』第一章第三節「帳蔵を開いた人々」に詳しい〔「村の日記」研究会編二〇一〇・一四〜一八(鎌谷)〕。
- (5) 『暮らしと歴史のまなび方』第三章第二節「出る・見つける・記録する」に詳しい〔「村の日記」研究会編二〇一〇・八〇一〇(郡山)〕。
- (6) 〔江州高嶋郡西之庄之内知内村御検地帳〕〔知内区有文書〕5・1〔土地〕1、〔江州高嶋郡知内村諸色明細帳〕〔知内区有文書〕3〔村況〕

1)。

- (7) 安養寺と唐崎大明神の関係については、現在配布されている唐崎神社のパンフレットに「由緒略記」とあるのが参考になる。そこには「天文年間(一五三二〜一五五五)」に当地は兵火にかかり、社傍の大川堂に安置されていた大川神社本地仏は水玄堂に移され、無事であったが、古器物は殆どが鳥有に記したと伝えられている。その本地仏は水玄堂の火災(明治二十六年)により、現在は上知内の安養寺内の観音堂に、唐崎神社奥の院として、祀られている」と記している。また、「記録」〔知内区有文書〕2・1〔記録〕2)の挟み込みメモに「昭和五十三年八月安養寺境内にある唐崎奥の院と伝えられる観音堂のお祭りが近年淋しくなつてゐるためこれらの復興をめざして知内老人クラブ有志相募り観音堂の古事について調べてゐた」と、観音堂を奥の院として認識している。安養寺には観音堂が存在し(もしくは観音堂が安養寺の前身であった可能性がある)、唐崎大明神とその奥院「水玄堂」とかわる存在であった。かかる様相は、また明治二六年(一八九三)の「記録」〔知内共有文書〕2・1〔記録〕4)に「安養寺境内村中共有建物観音堂」に「消失セシ祭りタル仏像」として、「唐崎神社奥院」本尊千手観世音木立像・「脇立」天照大神・「脇立」持国天名、貴船大神木立像、役行者木立像・「脇立」前鬼後鬼「厨子入」(二体)、准四国七十四番弘法大師木立像「厨子入」、弘法大師木立像、大黒天木立像「厨子入」、鎮守天満宮木座像「水言堂御宝ト云フ」〔厨子入〕、阿弥陀如来伽羅木立像・「脇立」能作性宝塔滅金「厨子入」・「脇立」仏舍利塔滅金「厨子入」を書き上げている点からもうかがうことができる。

- (8) 〔江州高嶋郡西之庄之内知内村御検地帳〕〔知内区有文書〕5・1〔土地〕1)。
- (9) 〔高嶋郡知内村検地帳〕(寛文七年八月)5・1〔土地〕3)。
- (10) 〔知内村絵図〕元禄五年(一六九二)〔知内区有文書〕29〔絵図〕1)によれば、元禄五年の知内村の集落区域は、上知内のみである。下知内が形成された時期については詳しくはわからない。ただし、現在の

下知内(南向)に「濱村」とあり、他の絵図においても「濱居村」などと確認できることから、元禄期以降、下知内の集落が次第に形成されたことは確かであろう。

- (11) 「近江国高嶋郡知内村寺社并高外除地帳」〔知内区有文書〕25-1「宗教」1。

- (12) 真宗大谷派光傳寺に所蔵される文書には木仏・寺号下賜の御印書をはじめとした古文書がある。古文書の内容及び略史を含めて前稿解説を参照〔高橋・鎌谷・郡山二〇一〇〕。なお、図1にもあるように、光傳寺は大正五年(一九一六)には下知内の現在の位置に移転している。

- (13) これは文化二年(一八〇四)の「記録」からも確認できる。すなわち、文化元年付「乍恐勢田川請書奉差上候写」に、知内村の村高が列記されたあとで、三ヶ寺それぞれが「御触書之趣奉拝見候、尤御朱印并除地ニ而者無御座候」と除地でないことを記している〔記録〕「知内共有文書」2-1「記録」1。これら寺地が除地でなく年貢地であったことは、その寺院やその土地の経営が檀那によって担われていたためと思われる。この点について、朴澤直秀氏は、宗教施設をめぐる権利・義務関係を展望する中で、寺院所在町村の関与を一般的原則的なものとするに慎重としつつも、寺院・土地・堂舎の進退権が狭義の寺院であるか、村持ちの堂舎であるのか、寺院本末関係に編成されているか否かが重要な点であることを指摘されている〔朴澤二〇〇四a〕。また併せて本末体制後の住持の決定について、寺院在所村の村役人や檀中惣代が手続きや決定に関与し、同時にその寺院の維持が寺請に加えて鎮守の別当寺・寄合の場・村全体の祈禱といった村の「惣堂」的宗教施設であったことを想定されている〔朴澤二〇〇四b〕。さらに筆者は前稿において、海蔵院住持の跡職をめぐる田地争論の史料を紹介し、檀那と海蔵院の関係について言及したことがある。そこでは、海蔵院跡職の田地の差配が檀中の総意で決定されることを指摘した〔高橋二〇〇七〕。
- (14) 具体的な考察は稿を改めるが、第二章で使用する「寺有記録原稿」という明治・大正期史料の記述の中に、戸籍制定上解消された半檀家を、戸長役場が以後五〇年間容認するとの箇所があり、知内を含めた湖北地域の半檀家の場合、一家一寺法令レベルの分析を踏えつつ、より細かな寺檀関係を、村運営の在り方・宮座などの関係も含めて考察する必要がある。
- (15) 「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」7。
- (16) 例えば、藤田勲夫氏は、菅浦にある阿弥陀寺と村民による大般若経の将来を明らかにし〔藤田一九九五〕、また今堀太逸氏は、五個荘町小幡地区の行事として行われている正眼寺での大般若経会において、本尊として祀られる十六善神像が区有で、二月の祈禱会が村方祈禱として今日に至っていることを明らかにしている。そこから檀那寺が檀家に葬式と先祖供養のみに存在するのではなく、宗派や檀家組織の枠をこえて、村の自治や村人の信心と深く結びついていることを指摘している〔今堀一九九九〕。
- (17) 二〇〇六年五月一日日に安養寺において大般若経会の問書調査をおこない、以降二〇一一年まで継続して調査中である。
- (18) 「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」1。
- (19) 「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」4の埋樋普請の「長分」の関与、および「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」7にある「諸頭」による暴風雨による日吉神社の修繕の記事など。
- (20) 当該期の区有文書からそれぞれの役職を確認した。「大川筋字上栗駒御普請目論見帳」〔知内区有文書〕15「土地」52など。ちなみに、知内村の庄屋・年寄は、年番で交代している事実が、区有文書等より確認できる。この点についてはもう少し細かな分析が必要であるが、この点は近世知内村の実質的な運営・決定権は誰が持つのか(村役人か諸頭か)を考える上でも重要な点であるが、今は指摘に留める。
- (21) 「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」4「一、全九月村民水害二罹り糊口ヲ凌ぐ稼方無之二付、三ヶ村立会字平戸山下劫ノ協議ヲ致、三ヶ村ニ割合、当村ハ組頭ハ除キ一同立込、之レ亦格別ノ救助ニ相成候、立木ニ不拘様長分二名隔日見付ニ出張候コト、」。
- (22) この「荒増」の「衆」の具体的範囲が、宮座の「老衆」「上座衆」(鳥

帽子覚帳綴」「知内区有文書」11「戸口」1など」と重なる可能性もあるが、現在のところ判然としない。

(23) 大般若経会に掛ける十六善神像とは、大般若経読誦によって守護する夜叉神・釈迦十六善神のことで〔中野一九八八〕、前掲注16今堀氏の指摘〔今堀一九九九〕や、中世での事例〔中野一九八八、豊島修二〇〇五〕などその事例は多く確認されている。

(24) 現在では上知内・下知内にそれぞれ三ヶ所づつ貼り付けられている(図2参照)。村境に御札を立てることについては、中野豈任氏が「大般若経転読札」としてその事例を検討している〔中野一九八八・二一七〕。特に近世近江の例として、滋賀県甲賀郡水口町松尾の願隆寺の大般若経会、近江八幡市馬淵千僧供の冬祈禱と夏祈禱(この事例に関して、近年『近江八幡の歴史』でも説明されている)、蒲生郡安土町下豊浦の「大般若のゴキトウ」のそれぞれにおいて、大般若経会と木札・摺札について検討し、木札が村落共同体の安全と五穀豊穡を祈願するために村境や辻に立てられ、摺札が家内安全を守るために共同体の構成員である各家の戸口に貼れることを指摘している。

(25) この紙札二六〇枚という数であるが、区有文書に残る宗門改帳によれば知内村のおよそ一〇〇軒程である。したがって、これは各家の母屋以外の建物および各家の入り口以外に貼札するなどが想定される。また、紙札それ自体の効力については、知内に伝わる「ゆうれいが人を殺したはなし」という昔話に興味ある内容が盛り込まれている。その内容は、「ご祈禱札によって家に入れない幽霊が、旅人に頼み札が剥がしてもらい家の中にいた人を殺してしまうという話である。ここから、各家にご祈禱札が配布されていたこと、および家を護るという具体的な役割や習俗についてうかがうことができる〔マキノ町教育委員会一九八〇〕」。

(26) 「記録」〔知内区有文書〕2-1「記録」1。  
(27) ちなみに、現在の知内の大般若経会に用いる大般若経は版本で、六〇〇巻のうち一〇〇巻のみが、五〇巻二箱に分けて帳蔵に保管されている。明治の神仏分離の影響によって、何らかの変容を余儀なくさ

れたと推測される。また同じく帳蔵には「唐崎大明神」の額や「十禪師社幟箱」も同様に保管されていて、大般若経も本来は唐崎神社・十禪師社にあった可能性がある。

(28) 中川源吾は、近代孵化事業等に尽力し、「近江水産翁」と呼ばれている。共著に『琵琶湖水産誌』があり、その他にも著作がある。現在、それらは中川功家文書として伝来するが、「私有記録」・「寺有原稿」もまた同じである。なお、その一部については、かつて滋賀県立図書館が調査・整理している。

(29) 中川源吾は「寺有原稿」の中で唐崎神社奥院の縁起を掲載しているが、それは「唐崎神社奥院縁記」と題される史料からの引き写しであり、この史料の末尾には「中川源吾九才ノ時ナリシ気億ノ俣ヲ記ス」と幼き日の記述であることを吐露した一文がある。これらの点を含めた「寺有記録」の成立過程とその記述性については、知内村「記録」との関係も含めて、別稿にて論じることとする。

#### 〔参考文献〕

- 稲城信子 二〇〇五 「神仏習合資料としての大般若経」『日本中世の経典と勸進』塙書房(初出一九九九年)。  
今堀太逸 一九九九 「村落寺院の諸相―滋賀県神崎郡五個荘町を事例として―」『本地垂迹信仰と念仏―日本庶民仏教史の研究―』法蔵館(初出一九九八)。  
大桑 齊 一九七九 「寺檀の思想」教育社歴史新書。  
大桑 齊 一九八六 「半檀家の歴史的展開」『近世佛教―史料と研究』第六卷第三・四号。  
澤 博勝 一九九九 『近世の宗教組織と地域社会―教団信仰と民間信仰―』吉川弘文館。  
澤 博勝 二〇〇七 『近世宗教社会論』吉川弘文館。  
滋賀県教育委員会事務局 一九八九 『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告書』1 滋賀県教育委員会。  
滋賀県教育委員会事務局 一九九四 『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告

- 書』2 滋賀県教育委員会。
- 高橋大樹 二〇〇七 「近世村落寺院と檀那―近江国高嶋郡知内村を事例として―」『鷹陵史学』三三三号。
- 竹田聰洲 一九九四 「近世社会と仏教」『葬史と宗史』(竹田聰洲著作集7 卷) 国書刊行会 (初出一九七五年)。
- 竹田聰洲 一九九三 「民俗仏教と祖先信仰」(竹田聰洲著作集1-3 卷) 国書刊行会 (初出一九七二年)。
- 圭室諦成 一九六三 『葬式仏教』大法輪閣。
- 圭室文雄 一九九九 『葬式と檀家』吉川弘文館。
- 辻善之助 一九五四 『日本仏教史』第九卷近世編三 岩波書店。
- 豊島 修 二〇〇五 「近世和州村落寺院の仏教行事―坂合部郷の修正会について―」『熊野信仰史研究と庶民信仰史論』清文堂 (初出二〇〇二年)。
- 中野豈任 一九八八 「呪符と境界」『祝儀・吉書・呪符―中世村落の祈りと呪符―』吉川弘文館。
- 原田敏明 一九七一 「村境と宗教」『宗教と社会』東海大学出版会 (初出一九五七年)。
- 古川 彰 二〇〇四 「村の災害と無事―「貧民漁業制」という仕掛け―」虫送りと生活知の変容。以上、「村の生活環境史」(関西学院大学研究叢書第一〇六編) 世界思想社。
- 古川 彰 二〇〇五 「生活知のくり出し方―「村の日記」のなかの調査―」『先端社会研究』第二号。
- 藤田励夫 一九九五 「村落における大般若経の護持―菅浦・阿弥陀寺所有大般若経―」『大般若経の世界』滋賀県立琵琶湖文化館図録。
- 朴澤直秀 二〇〇四 a 「近世中後期関東における宗教施設の運営―村・檀家組織・地方教団組織相互関係―」『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館 (初出一九九七年)。
- 朴澤直秀 二〇〇四 b 「幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館。
- マキノ町誌編さん委員会 一九八七 同会編『マキノ町誌』マキノ町。
- マキノ町教育委員会 一九八〇 同会編『マキノのむかしばなし』ふるさ

と近江伝承文化叢書 サンプルライト出版。  
「村の日記」研究会編 二〇一〇 『暮らしと歴史のまなび方―知内「村の日記」からの出発―』関西学院大学社会学部古川研究室。

【付記】

本稿は、「村の日記」研究会および次の科学研究費補助金による研究成果の一部である。

- 「ローカルな知の伝承と環境保全方法に関する研究」(課題番号一七五三〇四〇三 研究代表者古川彰)
- 「コミュニティによる災害文化生成に関する環境社会学的研究」(課題番号二二三三〇一三〇 研究代表者古川彰)
- 「日本近世における内水面の漁業権に関する基礎的研究」(課題番号二一七二〇二四六 研究代表者鎌谷かおる)
- また史料閲覧に際しては、知内区および中川功氏のご協力を賜りました。未筆ながら深謝いたします。

(たかはし ひろき 文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

(指導：今堀 太逸 教授)

二〇一〇年九月三十日受理